

株 主 各 位

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
宝ホールディングス株式会社
取締役社長 大 宮 久

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成22年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第99期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 買収防衛策の継続にあたり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合の対抗措置の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.takara.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年金融危機に端を発した景気低迷が、海外の景気回復に支えられた輸出の増加により若干持ち直しの気配を見せてまいりました。しかしながら、企業の設備投資意欲は依然として弱く、また雇用情勢や所得環境の先行き不安から、個人消費の回復は遅れております。

このような環境のなかで、当社グループは、TaKaRaグループ第7次中期経営計画に基づき、国内の少子化、高齢化、人口減少といった環境変化を見据え、グループ企業価値向上のための基盤をさらに磐石にするとともに、新規のビジネス領域に積極的に挑戦し、次なる成長基盤を構築することでさらなるグループ企業価値の向上を目指してまいりました。一昨年のいわゆるリーマンショックの影響から脱しきれない経済情勢の中でも、冷静に状況を把握し、当社グループの強みを生かした着実な営業活動に努めてまいりました。

しかしながら、個人消費の落ち込み、低価格志向の流れには逆らえず、当連結会計年度の連結売上高は、前期比98.8%の190,525百万円と減収となりました。

事業部門別の状況ならびに損益の状況は次のとおりであります。

(イ) 部門別の状況

(酒類・調味料部門)

当社グループの主たる事業である酒類・食品業界は、飲酒人口の減少や消費者の嗜好の多様化に加え、近年の規制緩和に端を発した流通市場の再編などもあり、販売競争はますます激化しております。また、年度後半に至り、景気低迷の影響が料飲店など業務用市場に大きな影響を与え、消費マインドの減退、低価格商品へのシフトなどと合わせ、安定した収益の確保は非常に難しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループでは消費者の皆様へ安全で良質な製品を提供することを第一に考え、品質管理体制のさらなる強化に注力するとともに、豊富な品揃えと、確かな技術力により差別化された高品質商品による営業強化に努めました。

当部門の製品別売上状況などは次のとおりであります。

〔酒類〕

焼酎

本格焼酎では「一刻者（いっこもん）」が芋100%焼酎の高品質ブランドとして消費者に認知され、業務用市場全体の落ち込みにも関わらず前年実績をクリアいたしました。また、一昨年新発売した本格麦焼酎「知心剣（しらしんけん）」は、麦本来の甘い香りと味わいで好評を博し、まだ規模は小さいながら確実に伸長しております。しかしながら「よかいち」などその他の本格焼酎が減少したため、本格焼酎全体の売上は減少いたしました。

甲類焼酎では、「純」「JAPAN」などのニュータイプ焼酎の売上は減少いたしました。飲用甲類焼酎は「極上<宝焼酎>」の好調や、消費者の低価格志向により売上を増やしました。また、甲乙混和焼酎も引き続き好調に推移いたしました。

以上の結果、焼酎全体の連結売上高は前期比99.3%の76,214百万円となりました。

ソフトアルコール飲料

ドライ系チューハイでは「canチューハイ<レモン>」のラインナップとして「canチューハイ<グレープフルーツ>」を新発売いたしました。また、ドライな味わいと飲みごたえが好評な「焼酎ハイボール」が大きく売り上げを伸ばし、大人の辛口チューハイとして存在感を示しております。

一方、果実を直搾りしたストレート混濁果汁のチューハイ「直搾り」は、各種新フレーバーを投入いたしました。若干の減少となりました。

以上の結果、ソフトアルコール飲料の連結売上高は、「焼酎ハイボール」の好調により、前期比103.5%の21,284百万円となりました。

清酒

国内清酒市場は年々消費量が減少する厳しい状況となっておりますが、宝酒造株式会社では昨年に引き続き、松竹梅「天」の育成と定着、松竹梅「白壁蔵」商品群のブランドイメージ確立に注力いたしました。その一環として一昨年9月に新発売した「白壁蔵<生酛（きもと）純米>」の認知度向上を図るため、各地で、一般消費者を対象とした「生酛純米を楽しむ会」を開催いたしました。

しかしながら、国内清酒市場全体の減少傾向に加え、景気の悪化、消費の冷え込みにより、売上は大きく減少いたしました。

また、海外では円高の影響を受け、円貨ベースの売上高は、宝酒造食品有限公司（中国）、TAKARA SAKE USA INC.（米国）ともに減少いたしました。

以上の結果、清酒全体の連結売上高は前期比94.1%の21,222百万円となりました。

その他酒類

景気悪化による株式会社ラック・コーポレーションの販売する高級ワインの売上減少に加え、英国子会社のTHE TOMATIN DISTILLERY CO., LTD. も円高の影響を受けウイスキーの売上が減少いたしましたので、その他酒類の連結売上高は前期比88.5%の9,733百万円となりました。

以上の結果、酒類合計の連結売上高は前期比98.1%の128,455百万円となりました。

〔調味料〕

宝酒造株式会社では、前期に引き続き、家庭用、業務用（外食）に加え、今後ますます伸長が予想される中食市場への積極的対応を図りました。また、景気低迷の影響を受け外食から内食への回帰も見られるなか、あらゆる販売チャネルで積極的な営業を展開いたしました。その結果、料理清酒は順調に売上を伸ばしましたが、みりんが減少したことにより、調味料の売上はほぼ前期並となりました。

海外では、外貨ベースの売上は増加いたしました。円高の影響により、円貨換算による売上は減少いたしました。

以上の結果、調味料全体の連結売上高は前期比100.2%の21,583百万円となりました。

〔原料用アルコール等〕

工業用アルコールでは、原料価格の安定と円高を背景にした価格競争力により、積極的な新規顧客開拓を行い、売上は増加いたしました。また、酒類用アルコールでは、清酒製造向けの販売シェアの維持を図るとともに、清酒以外の酒類向けの販売の拡大を図り、同じく売上は増加いたしました。

以上の結果、原料用アルコール等の連結売上高は前期比114.3%の6,224百万円となりました。

以上に、酒類・調味料部門に属しているその他の売上1,492百万円を加えた当部門全体の連結売上高は、前期比99.0%の157,755百万円となりました。

(バイオ部門)

バイオ部門では長年培われたバイオテクノロジーを活用し、遺伝子工学研究分野、遺伝子医療分野、医食品バイオ分野の3つの領域に経営資源を集中し、業績の向上に努めました。

遺伝子工学研究分野

バイオテクノロジー関連分野の研究開発活動がますます広がりを見せるなか、こうした研究開発活動を支援する製品・商品やサービスを中心に展開する当分野をコアビジネスと位置づけております。

当分野の品目別売上高の状況は、主力製品である研究用試薬の売上高が円高の影響により前期比で減少いたしました。理化学機器の売上高は、日本の官公庁向け需要により前期比で大幅に増加いたしました。また、研究受託サービス等の売上高につきましても、前期比で増加いたしました。

以上の結果、当分野の連結売上高は前期比100.6%の16,683百万円となりました。

遺伝子医療分野

当分野においては、最近の急速な細胞生物学の進歩によって基礎研究と臨床応用の距離がますます短くなり、再生医療の実用化が急速に進むなかで、遺伝子治療・細胞医療の早期商業化に注力しております。また、高効率遺伝子導入技術レトロネクチン法、高効率リンパ球増殖技術であるレトロネクチン拡大培養法およびRNA分解酵素等の自社技術を利用したがんとエイズの遺伝子治療・細胞医療の臨床開発を進めております。

当分野の連結売上高は、がん細胞免疫療法に関する技術支援サービスの売上高が前期比で増加いたしましたことから、前期比236.4%の392百万円と大幅な増収となりました。

医食品バイオ分野

当分野において、食から医という「医食同源」のコンセプトに基づき、独自の先端バイオテクノロジーを駆使して日本人が古来常食してきた食物の科学的根拠を明確にした機能的食品素材の開発、製造および販売を行っており、ガゴメ昆布フコイダン関連製品、寒天オリゴ糖関連製品、明日葉カルコン関連製品およびキノコ関連製品等を中心に事業を展開しております。

当期は、健康志向食品、キノコ関連製品の売上高がともに前期比で増加いたしましたので、当分野の連結売上高は前期比110.8%の1,823百万円と増収となりました。

以上の結果、当部門の連結売上高は前期比102.7%の18,900百万円となりました。

(物流部門)

物流業界では、同業他社との価格競争の激化や原油価格の上昇傾向により、依然厳しい経営環境が続いております。このような状況のなか、タカラ物流

システム株式会社では安全・品質・環境を念頭に、宝酒造株式会社の物流総代理店として効率化によるコスト低減に努めるとともに、通販・販促物流の新規事業展開など外部販売の拡大に注力いたしました。

以上の結果、当部門の連結売上高は前期比93.6%の8,218百万円となりました。

(その他)

その他の部門は健康食品事業、印刷事業および不動産賃貸事業が中心であります。その連結売上高は前期比90.8%の5,650百万円となりました。

(ロ) 損益の状況

以上の結果、連結売上高は前期比98.8%の190,525百万円と減収となりました。

売上総利益につきましては、昨年に比べ原材料価格が安定したこと、継続的なコストダウンに努めたことなどにより、原価率は低減し、売上総利益は前期比101.1%の74,719百万円となりました。

販売費及び一般管理費では、厳しい経済状況に対応するため継続して徹底的なコストカットに取り組みましたが、販売競争の激化により販売促進費が増加し、研究開発費も増加いたしました。この結果、販売費及び一般管理費は前期比101.6%の66,146百万円と増加し、営業利益は前期比96.9%の8,572百万円と減益となりました。

営業外損益では、受取利息や受取配当金が減少しましたが、昨年の急激な円高による為替差損が今年是为替差益に転じたことにより、経常利益は前期比100.3%の8,727百万円と増益となりました。

特別損益では、投資有価証券売却益がありましたが、固定資産除売却損などがありましたので、税金等調整前当期純利益は前期比100.2%の8,208百万円となりました。

一方、繰延税金資産の計上が可能になったことから法人税等調整額が大きなマイナスとなった昨年の反動で、当期純利益は前期比82.9%の4,677百万円と減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、無形固定資産、建設仮勘定に計上したものを含め総額3,645百万円でありました。

そのうち主要なものは次のとおりです。

TAKARA SAKE USA INC. (米国)

清酒生産設備増強

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は特記すべき資金調達は行っておりません。

なお、機動的な資金調達を目的として、融資枠10,000百万円のコミットメントラインを設定いたしておりますが、当連結会計年度中は借入を行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 96 期 (平成19年3月期)	第 97 期 (平成20年3月期)	第 98 期 (平成21年3月期)	第 99 期 (平成22年3月期)
売 上 高	百万円 198,535	百万円 191,878	百万円 192,790	百万円 190,525
経 常 利 益	百万円 7,846	百万円 9,123	百万円 8,701	百万円 8,727
当 期 純 利 益	百万円 4,208	百万円 4,658	百万円 5,639	百万円 4,677
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 19.44	円 21.53	円 26.32	円 22.20
総 資 産	百万円 213,393	百万円 207,843	百万円 190,792	百万円 195,495
純 資 産	百万円 115,570	百万円 113,273	百万円 105,316	百万円 109,206
1 株 当 た り 純 資 産 額	円 473.61	円 462.00	円 437.42	円 459.92

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 の 内 容
宝 酒 造 株 式 会 社	100.0	酒類、調味料、原料用アルコールの製造・販売
タカラバイオ株式会社	70.9	バイオ製品の製造・販売、研究受託サービス
大平印刷株式会社	100.0	印刷業
タカラ物流システム株式会社	(100.0)	貨物運送業
USA TAKARA HOLDING COMPANY	(100.0)	子会社の管理
Clontech Laboratories, Inc.	(100.0)	バイオ研究用試薬の開発・販売
THE TOMATIN DISTILLERY CO., LTD.	(80.6)	スコッチウイスキーの製造・販売
宝生物工程(大連)有限公司	(100.0)	バイオ研究用試薬の製造・販売
宝酒造食品有限公司	(62.0)	酒類、調味料、原料用アルコールの製造・販売

(注) 1. 議決権比率の()内は間接所有割合で、外書さであります。

2. USA TAKARA HOLDING COMPANYの主要な子会社は、TAKARA SAKE USA INC. (USA TAKARA HOLDING COMPANYの議決権比率 90%、清酒の製造・販売業)およびAGE INTERNATIONAL, INC. (USA TAKARA HOLDING COMPANYの議決権比率 間接所有で100%、バーボンウイスキーの販売業)であります。

(4) 対処すべき課題

国内では少子高齢化が進行し、総人口も減少に転じております。さらに原材料価格の高騰に加え、世界金融危機による経済の停滞は、企業業績や個人消費に大きな影響を与えています。

大衆消費財の製造販売を中核事業とする当社グループにとって、消費人口の減少や消費マインドの減退により、販売競争がさらに激化することが予想されます。また、競合は酒類業界だけでなく全業種間の競争となりますが、その厳しい状況のなかで勝ち残っていくという課題に直面しております。さらに、一旦落ち着いたかに見える原材料価格の高騰も、長期的には上昇が見込まれるなか、激しい販売競争は、原材料価格の上昇をそのまま製品価格に転嫁しにくい状況を生み出し、企業収益を圧迫する恐れがあります。

当社グループではこのような情勢のなか、平成20年3月に終了した第6次中期経営計画の総括を行い、その基本的な戦略の継続と、より具体的な施策およびこれまで以上にスピード感のある経営の実現を目指し、平成20年4月に

「TaKaRaグループ第7次中期経営計画」をスタートし、本年その最終年度を迎えます。

第7次中期経営計画は、食の安全・安心や健康志向の高まり、環境問題の進展や、急速に進む原材料価格の高騰へ対応するとともに、成長事業の育成をいっそう加速し、バイオテクノロジーを利用した革新的な遺伝子治療、細胞医療での貢献を実現するための計画です。グループ各社の独自性と自立性を尊重し、それぞれが最大限の成果を求めていくこと、そして、シナジーを追求することで当社グループ全体の企業価値向上を目指してまいります。

第7次中期経営計画の概要は以下のとおりであります。

基本方針

*「成長投資と株主還元を通じ、
中核事業の持続的安定成長と、成長事業育成の加速を実現し、
企業価値の向上を目指す」*

3年間の各事業の位置づけ

酒類・調味料事業では、持続的に安定した利益を創出し、確固たるキャッシュフローを下支えします。同時に、成長分野に関しては、成長事業への道筋を明らかにし、将来キャッシュフローを明確にしていきます。

バイオ事業では、遺伝子医療の商業化の加速と、それを支える収益基盤の強化を行い、将来キャッシュフローの拡大を図ります。

健康食品事業では、将来、当社グループの収益の柱となるような成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築に注力いたします。

財務戦略

大きな果実を生むまでの基盤強化の期間として、既存事業における通常の投資に加え、成長のための投資に資金を投下し、そして積極的な株主の皆様への還元を実施いたします。

以上の基本方針に基づく、各社の事業戦略は以下のとおりであります。

宝酒造グループ

厳しい市場環境下においても、国内酒類事業の収益力を維持・向上させ、同時に、国内外の伸びる市場にチャレンジしてまいります。

- ・国内酒類事業 強いブランドを複数持つ、強固な利益基盤を確立
コスト削減活動の継続と生産性向上の推進
- ・海外事業 清酒と調味料の2つのカテゴリーを柱に、全世界のグランドデザインを構築

- ・加工業務用調味料事業 顧客視点に立った商品開発・営業活動で、加工業務用調味料メーカーとしての飛躍を目指す

タカラバイオグループ

「遺伝子工学研究分野」の事業拡大・安定化を図り、「医食品バイオ分野」の収益改善を進め、「遺伝子医療分野」における研究開発をさらに積極的に推進いたします。

①遺伝子工学研究分野

- ・タカラバイオ株式会社およびクロンテック社の研究開発力の相乗効果と効率化
- ・クロンテック社製品の宝生物工程（大連）有限公司への製造移管による価格競争力の強化および全世界のロジスティクスシステム・販売網の再構築など

②遺伝子医療分野

- ・国立がんセンターとの白血病を対象とした体外遺伝子治療の臨床開発の推進などの遺伝子治療
- ・中国医学科学院がん病院との腎がんを対象としたレトロネクチン拡大培養法によるがん細胞免疫療法の臨床開発の推進などの細胞医療

③医食品バイオ分野

- ・昆布フコイダン、寒天オリゴ糖、明日葉カルコン、きのこテルペンなどの機能性成分を応用した健康志向食品の、宝ヘルスケア株式会社との連携による売上拡大
- ・ヤムイモ由来抗疲労作用成分やボタンボウフウ由来抗動脈硬化予防作用成分などを応用した新規健康志向食品の開発など

宝ヘルスケア

タカラバイオ株式会社の技術を生かした商品における通信販売顧客の獲得を最優先の戦略として活動いたします。

- ・広告宣伝の継続や販路拡大などの先行投資の実施
- ・ガゴメ昆布「フコイダン」シリーズの拡大
- ・通信販売顧客の拡大とリピーターの獲得

当社は持株会社として、これらの課題の解決に向けグループ全体の経営を調整、統括するとともに、コンプライアンス体制の維持、内部統制の強化、ならびに社会環境行動の推進などの経営基盤の強化を行うことにより、当社グループの企業価値向上のため邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（平成22年3月31日現在）

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動を支配および管理する持株会社であります。

当社グループが営む事業セグメント別の主要製品等は次のとおりであります。

事業セグメントの名称	主 要 製 品 等
酒 類 ・ 調 味 料	焼酎、ソフトアルコール飲料、清酒、ワイン、ウイスキー、中国酒、本みりん、食品調味料、原料用アルコール
バ イ オ	研究用試薬、理化学機器、研究受託サービス、遺伝子導入関連製品、キノコ
物 流	貨物運送業、倉庫業、流通加工業
そ の 他	ラベル、ポスター、カタログ、カートン、段ボールケース、包装紙、販促用品、不動産賃貸、健康食品

(6) 企業集団の主要な拠点等（平成22年3月31日現在）

当社 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

(酒類・調味料部門)

宝酒造株式会社 本社事務所 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
東京事務所 東京都中央区日本橋2丁目15番10号
支社 北海道支社（北海道）、東北支社（宮城県）、首都圏支社（東京都）、関信越支社（埼玉県）、東海支社（愛知県）、京滋北陸支社（京都府）、西日本支社（大阪府）、九州支社（福岡県）
工場 松戸工場（千葉県）、楠工場（三重県）、伏見工場（京都府）、白壁蔵（兵庫県）、島原工場（長崎県）、黒壁蔵（宮崎県）

TAKARA SAKE USA INC.（米国）

THE TOMATIN DISTILLERY CO., LTD.（英国）

宝酒造食品有限公司（中国）

(バイオ部門)

タカラバイオ株式会社

本社・研究所 滋賀県大津市瀬田 3 丁目 4 番 1 号
事業所 草津事業所 (滋賀県)
ドラゴンジェノミクスセンター (三重県)
楠工場 (三重県)

Clontech Laboratories, Inc. (米国)

宝生物工程 (大連) 有限公司 (中国)

(物流部門)

タカラ物流システム株式会社 (京都府)

(その他)

大平印刷株式会社 (京都府)

(7) 企業集団の使用人の状況 (平成22年 3月31日現在)

事業セグメントの名称	使用人数	前期末比
酒類・調味料	1,627名	14名増
バイオ	1,039名	10名増
物流	395名	2名減
その他	187名	3名減
当社	17名	1名増
合計	3,265名	20名増

(8) 主要な借入先の状況 (平成22年 3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	1,550百万円
農林中央金庫	1,340百万円

(注)上記のほか、シンジケートローンによる借入金(総額5,000百万円)があります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 870,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 217,699,743株（自己株式7,227,677株を含む。）
- (3) 株主数 31,918名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,407	4.94
株式会社みずほコーポレート銀行	9,738	4.63
農林中央金庫	9,500	4.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,999	4.28
明治安田生命保険相互会社	5,370	2.55
株式会社京都銀行	5,000	2.38
国分株式会社	3,489	1.66
J Pモルガン証券株式会社	3,275	1.56
住友信託銀行株式会社	2,753	1.31
宝グループ社員持株会	2,519	1.20

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てております。
2. 当社は自己株式を7,227千株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。また、大株主の持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 住友信託銀行株式会社の持株数には、信託業務に係る株式数は含んでおりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成22年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 宮 久	宝酒造株式会社代表取締役社長、 タカラバイオ株式会社取締役会長
代表取締役副社長	大 宮 正	宝酒造株式会社代表取締役副社長
代表取締役副社長	後 藤 功	宝酒造株式会社代表取締役副社長
取 締 役	矢 野 雅 晴	経営企画担当、C S R 担当、宝酒造株式会社取締役
取 締 役	松 崎 修 一 郎	経理担当、財務担当、I R 担当、財務部長、 I R 室長、宝酒造株式会社常務取締役
取 締 役	岡 根 孝 男	総務人事担当、環境広報担当、業務革新推進担当、 総務人事部長、宝酒造株式会社取締役
取 締 役	中 尾 大 輔	宝酒造株式会社専務取締役
取 締 役	仲 尾 功 一	タカラバイオ株式会社代表取締役社長、 宝生物工程（大連）有限公司董事長、 宝日医生物技術（北京）有限公司董事長、 Takara Bio USA Holdings Inc. 代表取締役社長、 Takara Korea Biomedical Inc. 代表理事会長、 瑞徳農林株式会社代表取締役社長、 株式会社さきのこセンター金武代表取締役社長
取 締 役	植 田 武 彦	宝酒造株式会社取締役
常 勤 監 査 役	釜 田 富 雄	宝酒造株式会社監査役、 タカラバイオ株式会社監査役
常 勤 監 査 役	半 田 邦 博	宝酒造株式会社監査役
監 査 役	友 村 秀 夫	宝酒造株式会社常勤監査役、 タカラバイオ株式会社監査役
監 査 役	太 田 芳 枝	株式会社日立製作所取締役、 宝酒造株式会社監査役
監 査 役	香 川 孝 三	大阪女学院大学副学長、宝酒造株式会社監査役

- (注) 1. 取締役 植田武彦氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 半田邦博ならびに監査役 太田芳枝および香川孝三の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 植田武彦ならびに監査役 太田芳枝および香川孝三の3氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
4. 常勤監査役 釜田富雄氏は、長年にわたり当社ならびに当社の子会社および関連会社において経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
 - (1) 平成21年6月26日開催の第98回定時株主総会において、中尾大輔および仲尾功一の両氏は取締役に、また、半田邦博氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任しました。
 - (2) 平成21年6月26日付で、取締役 加藤郁之進氏は任期満了により退任しました。
 - (3) 平成21年6月26日付で、監査役 関山秀人氏は辞任しました。
6. 平成22年4月1日付で取締役の担当を一部変更し、次のとおりとしました。

取締役 松崎 修一郎 経理担当、財務担当、IR担当、IR室長

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度にかかる報酬等の総額

取締役	10名	141百万円 (うち社外取締役1名 3百万円)
監査役	6名	36百万円 (うち社外監査役4名 18百万円)
合計	16名	177百万円 (うち社外役員 5名 21百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成14年2月15日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額15百万円以内 (ただし、この額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、平成5年6月29日開催の第82回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額6百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は9名 (うち社外取締役1名)、監査役は5名 (うち社外監査役3名) であります。上記の取締役および監査役の人数と相違しておりますのは、上記には、平成21年6月26日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名 (社外監査役) が含まれているためであります。

② 報酬等の額の決定に関する方針の内容とその決定方法

取締役および監査役の報酬については、株主総会で決議いただいたそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役員報酬内規」に基づき決定いたしております。

取締役の報酬額は、役職位に応じた役付部分と役位ごとの基準金額をもとに各取締役の前年度の業績評価の点数に応じて決定される業績連動部分からなり、取締役個々の業績評価は、取締役会の授権を受けた取締役が行います。

監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

「役員報酬内規」の改定は、取締役に關する部分は取締役会の決議、監査役に関する部分は監査役の協議を経るものとされております。

③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役および社外監査役が役員を兼任する子会社から受けた役員報酬等の総額は12百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者または社外役員の兼職の状況

地位	氏名	兼職先および兼職の状況
社外取締役	植田武彦	宝酒造株式会社 社外取締役
社外監査役	半田邦博	宝酒造株式会社 社外監査役
社外監査役	太田芳枝	株式会社日立製作所 社外取締役 宝酒造株式会社 社外監査役
社外監査役	香川孝三	大阪女学院大学 副学長 宝酒造株式会社 社外監査役

- (注) 1. 宝酒造株式会社は当社の子会社であります。
2. 当社と株式会社日立製作所との間には重要な取引関係はありません。
3. 当社と大阪女学院大学との間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	植田武彦	当事業年度中に開催の取締役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
社外監査役	半田邦博	監査役就任後に開催の取締役会7回および監査役会10回のすべてに出席し、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
社外監査役	太田芳枝	当事業年度中に開催の取締役会12回中9回および監査役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
社外監査役	香川孝三	当事業年度中に開催の取締役会12回中11回および監査役会14回中13回に出席し、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役 植田武彦ならびに社外監査役 半田邦博、太田芳枝および香川孝三の4氏は、当社との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、有限責任監査法人トーマツと名称変更いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、THE TOMATIN DISTILLERY CO., LTD. 等は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当したと認めるときその他会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、またはその他の事情により必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の企業理念と誠実で公正な企業活動のために

TaKaRaグループでは、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念を掲げ、常に誠実で公正な企業活動を行うことを経営のよりどころとしている。

そこで、誠実で公正な企業活動の確保を目指すため、グループ全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置した。同委員会では、以下の基本的な考え方に立った「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」を制定し、グループ内の役員・社員のひとりひとりには、この指針に基づき、日常の業務活動を行っている。

- ① 国内外の法令を遵守するとともに、社会倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って行動する。
- ② 自然環境への負荷の軽減に取り組み、生命の尊厳を大切に生命科学の発展に貢献する。
- ③ この行動指針に反してまで利益を追求することをせず、公正な競争を通じた利益追求をすることで、広く社会にとって有用な存在として持続的な事業活動を行う。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」により、TaKaRaグループの役員・社員のひとりひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じてグループ内の役員・社員を教育している。反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たないこととしている。なお、役員・社員がグループ内の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が困難または不可能であるときの通報窓口として「ヘルプライン」を社内および社外第三者機関に設けている。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨をグループ全体に周知している。

また、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努めている。なお、内部監査担当部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織としている。

TaKaRaグループでは、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実を継続的に行う。

また、当社と子会社との関係に関しては「グループ会社管理規程」を制定し、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行い、または事後すみやかな報告を受けている。

(3) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

「情報管理規程」を制定して、取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認するとともに情報の取扱に起因するリスクを防止・軽減するための基本体制を整備している。また、個別具体的な情報の保管年限・管理体制（情報セキュリティ体制を含む）等に関しては、順次個別に規程・取扱要領等を整備していく。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス委員会」がTaKaRaグループの「危機管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「商品の安全と品質」「安全衛生」その他TaKaRaグループを取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組んでいる。また、緊急事態発生時には、コンプライアンス委員会においてあらかじめ定める「TaKaRaグループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処している。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

TaKaRaグループ全体の諸問題を審議する「グループ戦略会議」を原則として2ヶ月に1回開催するとともに、宝酒造株式会社の取締役会決議事項の事前協議や業績・活動状況の報告を行う「マザー協議連絡会議」ならびにタカラバイオ株式会社の取締役会決議事項および業績・活動状況の報告を行う「バイオ連絡会議」をそれぞれ原則として毎月1回開催している。

また、社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「役員職務規程」ならびに「組織および職務権限規程」を制定し、取締役および使用人による適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備している。

さらに、取締役会または各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、または必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組む。

内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努めている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えた上で、補助使用人を置くものとする。

(7) 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会その他、グループ戦略会議・協議連絡会議等の重要な会議に出席し、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めている。

また、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内部監査担当部門は、監査役と緊密な連携を保持している。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならない。

7. 会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）の内容

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探索し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスクア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求することで、当社グループの企業価値の向上に努めております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そ

のような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

II 基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、買収防衛策の導入および買収防衛策に基づく対抗措置の発動の判断にあたり、株主の意思を反映させるために、原則として当社株主総会での決議をもって執り行うことを内容とする「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」を決議し、同日公表いたしました。以下は、当該買収防衛策中における、基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みにかかる全文であり、平成19年5月15日現在の記述であります。

- (注) 1. 当社グループでは、平成20年4月に「TaKaRaグループ第7次中期経営計画」をスタートしております。その概要につきましては、1. (4) 「対処すべき課題」をご参照ください。
2. 文中の当社第96回定時株主総会の承認を前提とする事項に関しましては、同総会において既に承認されております。
3. 文中の「証券取引法」は、現在は「金融商品取引法」と改称されております。

1. 基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる企業価値の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。当社グループは、長期経営構想「TE-100」の下、3年単位の中期経営計画を策定することにより、各事業の目標及び方向性を具体化し、企業価値の向上を着実に伸展させる仕組みを用いております。

具体的には、平成17年4月にスタートした第6次中期経営計画では、「さらなるグループ企業価値の向上を目指す」をテーマに、

- ・第5次中期経営計画（平成14年4月～平成17年3月：持株会社体制下）で構築したグループ企業価値向上のための基盤をさらに磐石なものにする
- ・新規のビジネス領域に積極的に挑戦し、次なる成長基盤を作る

という方向性に基づいて事業を進めております。

また、主たる事業会社グループの各テーマは以下のとおりです。

- 宝酒造グループ：新たなマーケットへのチャレンジと、収益力の強化
 - ・国内酒類事業の収益力の強化
 - ・国内非酒類事業と海外事業への注力
 - ・不断のコスト削減

●タカラバイオグループ：成長基盤の確立と、安定的な収益基盤の確立

「遺伝子工学研究分野」の事業拡大を図り、「医食品バイオ分野」の収益改善を進め、「遺伝子医療分野」における研究開発をさらに積極的に推進する。

これらの事業活動により、当社グループの企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることの実現に日々取り組んでおります。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実に重要な経営課題と捉え、その充実に努めています。

具体的には、平成19年5月15日現在、当社は、9名の取締役で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。平成18年6月には、社外監査役を1名増員し、5名の監査役のうち3名を会社法第2条第16号に定める社外監査役といたしました。当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、平成18年6月29日開催の第95回定時株主総会において、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期を1年に変更することをご承認いただきました。加えて、平成19年6月28日開催予定の当社第96回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、社外取締役1名の選任をご承認いただきたく、議案を付議しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり企業価値を向上させるために、ひいては、株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

2. 本プラン導入の目的

当社は、前記1のとおり、企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入することが望ましいと考えております（本プランの概要図は、別紙1をご参照願います。）。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ず一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記3. (4)をご参照下さい。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記3. (1)において定義します。）が大規模買付ルール（後記3. (1)において定義します。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様のご意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上の最大化に資するものと考えております。

平成19年5月15日現在、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること、及び買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを導入いたします。

3. 本プランの内容

(1) 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた以下の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

（注1）「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（証券取引法（昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

（注2）「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記（注1）の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、②特定株主グループが、前記（注1）の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

（注3）「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

(2) 大規模買付ルールの内容

ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日（後記イにおいて定義します。以下、同じとします。）から最大30営業日以内に行われる当社取締役会による買付提案（後記イにおいて定義します。以下、同じとします。）の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと
- (b) 検討期間開始日から最大30営業日以内に行われる当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合（以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。）、「当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合、事務手続上可能な最も早い営業日において開催するものとします。）が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

イ 大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様との判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当と認める時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から5営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグループ、買付提案等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）を、以下の(a)乃至(j)に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて（外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。）、「当社取締役会に提出しなければならないもの」として提出するものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、後記(3)ア(イ)のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字とします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- (b) 買付提案の目的
- (c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況

- (d) 買付提案の買付条件（買付期間、買付価格及び買付予定数等）及び買付方法
- (e) 当社株券等の取得に関する許可等（ある場合のみ）
- (f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
- (g) 買付資金の調達方法
- (h) 当社株券等を買付けた後の当社グループ（特に上場子会社）の経営方針及び事業計画等
- (i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係
- (j) コーポレート・ガバナンスへの取り組み及び考え方

大規模買付者から必要情報が提出された場合、当社取締役会は、情報提出があった日を検討期間（後記ウにおいて定義します。以下、同じとします。）の開始日（以下「検討期間開始日」といいます。）として、買付提案についての検討を開始します。

当社取締役会は、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様への旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、買付提案に関する検討と並行して、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の意見も参考にして、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を充たすか否かについての検討を行い、必要情報リストの要件を充たさない場合には、大規模買付者に対して、当社取締役会及び株主の皆様への意思決定のために必要であり、必要情報リストの要件を充たすために改めて提出することが必要な情報（以下「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう求めていくものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報及び必要的追加情報のうち、株主の皆様への意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記（3）イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

ウ 大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大30営業日以内の間（後記エに従って延長される場合を除き、延長はしないものとします。以下「検討期間」といいます。）は大規模買付行為を開始してはならないこととします（大規模買付ルール②(a)）。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報、必要的追加情報（ある場合のみ。以下、同じとします。）及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします（後記エに従って延長さ

れる場合を除き、検討期間開始日から最大30営業日以内に公表いたします。)

大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性がなく、対抗措置の発動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権を行使することができる株主の皆様を確定することとします。なお、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後60営業日以内に開催されるものとしますが、事務手続上の理由から60営業日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い営業日において開催するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします(大規模買付ルール②(b))。

エ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、検討期間開始日以降に、買付提案の変更を行う場合(以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。)、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

この場合、変更買付提案に係る必要情報の提出があった日をもって、新たな検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。

当社取締役会は、新たな検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様はその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

もっとも、当社取締役会が、外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から提出を受けた情報が、必要情報として十分ではないと判断した場合には、変更買付提案に係る必要的追加情報の提出を求めるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者により、変更買付提案に係る必要情報及び必要的追加情報のうち、株主の皆様意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

(3) 大規模買付者への対応

ア 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、買付提案(以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとします。)の内容等について評価検討を行うこととします。

(ア) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(2)ウのとおり、決議の結果を公表するとどめ、当社取締役会としては、特段の措置はとりません。

株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果、必要情報及び必要的追加情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくこととなります。

(イ) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性があると判断した場合

当社取締役会が、前記I記載の基本方針に照らして相応しくない大規模買付者が現れ、対抗措置発動の必要性があると判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(2)ウのとおり、当社は、検討期間終了後60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催します。この場合、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することがあります。

株主意思確認株主総会においては、定款第13条に基づいて(本定時株主総会において、別紙2記載の定款変更案に関する議案について、株主の皆様にご承認いただくことを前提といたします。)、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うこととめます。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することといたしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する大規模買付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の8週間前までに当社に到達した情報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報については、随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主総会の開催日の3営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。

イ 大規模買付者がルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報及び必要的追加情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合、又は大規模買付者が検討期間経過前、若しくは、株主意思確認株主総会が

開催されることとなった場合に、当該株主意思確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守していないことが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

(4) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとします。

なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様には割り当てられる新株予約権の概要は、後記(5)「新株予約権の概要」とおりとします。

(5) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様には割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の概要は、別紙3に規定するのとおりです。なお、別紙3に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

(2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様にご与える影響

前記3.(3)ア(イ)のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性があると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換を完了していただく必要があります(証券保管振替機構をご利用の株主様については、名義書換手続は不要です。)のでご留意下さい。

(3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられることになります。

割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することになります(ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないこととなります。)

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、新株予約権無償割当てに関する決議がなされた場合、及び新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、当社株式の価格が少なからず変動することもありますので、株主の

皆様におかれましては十分ご注意ください。

(4) 対抗措置の発動時において株主の皆様に必要な手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の皆様による申込みの手続は不要です。

当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様には本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を完了していただく必要があります（証券保管振替機構をご利用の株主様については、名義書換手続は不要です。）。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要な手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様にご自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、会社法及び証券取引法等の各種法令、その他証券取引所が定める規則に合致しております。

(2) 株主共同の利益の確保を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組となっています。

(3) 株主の皆様意思を反映するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様から、別紙2記載の定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されることを導入の条件としており、その導入に株主の皆様意思が反映されています。

また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様意思が十分に反映できる内容となっています。

(4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記6. (2)のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、前記Ⅱ 1. のとおり、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

6. その他

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとし、平成22年に開催される当該定時株主総会において、改めて、株主の皆様にも、本プランを維持するか否かを判断していただくことといたします。

(2) 本プランの改廃

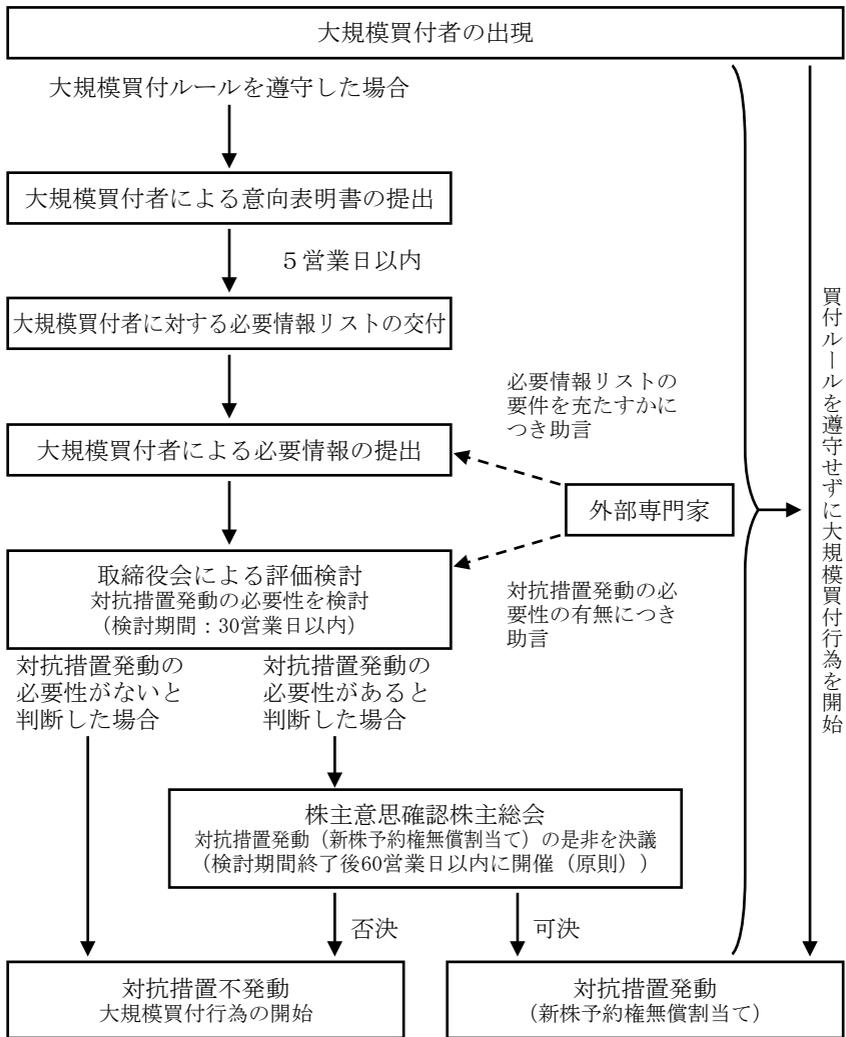
本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

また、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以 上

＜大規模買付ルール＞

- ① 当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報の提出
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日以内に終了する当社取締役会による評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならない
- (b) 株意思確認株主総会が開催される場合には、株意思確認株主総会が終了するまで、大規模買付行為に着手してはならない



別紙2 定款変更案

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(新株予約権無償割当ての決定機関)</u></p> <p>第13条 新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議により決定するほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によっても決定することができる。</p>

別紙3 新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。

2. 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

3. 本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。

6. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者（以下「大規模買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。

7. 本新株予約権の譲渡による取得

本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。

8. 本新株予約権の行使期間

当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。

9. 本新株予約権の取得の条件

当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合があるものとします。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

以上

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	120,745	流動負債	51,663
現金及び預金	31,500	支払手形及び買掛金	13,972
受取手形及び売掛金	45,781	短期借入金	10,140
有価証券	14,283	1年内償還予定の社債	5,000
商品及び製品	20,534	未払酒税	7,939
仕掛品	876	未払費用	3,775
原材料及び貯蔵品	2,841	未払法人税等	1,945
繰延税金資産	2,589	賞与引当金	2,078
その他	2,402	販売促進引当金	1,461
貸倒引当金	△65	その他	5,349
固定資産	74,750	固定負債	34,625
有形固定資産	42,941	社債	15,000
建物及び構築物	15,489	長期借入金	579
機械装置及び運搬具	11,056	繰延税金負債	2,028
土地	13,387	退職給付引当金	9,445
リース資産	622	長期預り金	6,391
建設仮勘定	230	その他	1,180
その他	2,155	負債合計	86,289
無形固定資産	3,976	純資産の部	
のれん	1,913	株主資本	95,559
その他	2,062	資本金	13,226
投資その他の資産	27,832	資本剰余金	3,198
投資有価証券	21,073	利益剰余金	83,785
繰延税金資産	3,117	自己株式	△4,650
その他	3,888	評価・換算差額等	1,106
貸倒引当金	△246	その他有価証券評価差額金	4,007
		繰延ヘッジ損益	18
		為替換算調整勘定	△2,918
		少数株主持分	12,540
		純資産合計	109,206
資産合計	195,495	負債純資産合計	195,495

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		190,525
売 上 原 価		115,805
売 上 総 利 益		74,719
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		66,146
営 業 利 益		8,572
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	176	
受 取 配 当 金	309	
補 助 金 収 入	125	
そ の 他	311	923
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	577	
そ の 他	191	769
経 常 利 益		8,727
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	105	
そ の 他	31	137
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	300	
減 損 損 失	127	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	81	
そ の 他	146	655
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,208
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,589	
法 人 税 等 調 整 額	△272	3,317
少 数 株 主 利 益		214
当 期 純 利 益		4,677

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成21年3月31日 残高	13,226	3,198	80,918	△3,212	94,131
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,810		△1,810
当期純利益			4,677		4,677
自己株式の取得				△1,440	△1,440
自己株式の処分		△0		1	1
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	2,866	△1,438	1,428
平成22年3月31日 残高	13,226	3,198	83,785	△4,650	95,559

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日 残高	2,340	△19	△3,358	△1,037	12,222	105,316
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,810
当期純利益						4,677
自己株式の取得						△1,440
自己株式の処分						1
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減						0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,667	37	439	2,144	317	2,461
連結会計年度中の変動額合計	1,667	37	439	2,144	317	3,889
平成22年3月31日 残高	4,007	18	△2,918	1,106	12,540	109,206

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 32社
- ・主要な連結子会社の名称 宝酒造株式会社、タカラバイオ株式会社、大平印刷株式会社、タカラ物流システム株式会社、USA TAKARA HOLDING COMPANY、Clontech Laboratories, Inc.、THE TOMATIN DISTILLERY CO., LTD、宝生物工程(大連)有限公司、宝酒造食品有限公司

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 株式会社マルオカ
- ・連結の範囲から除いた理由 同社は小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 3社
- ・主要な会社等の名称 MUTUAL TRADING CO., INC. (米国)

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 (非連結子会社) 株式会社マルオカ
(関連会社) 株式会社宝友
- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社である株式会社マルオカ及び関連会社3社(株式会社宝友ほか)に対する投資については、これらの会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額の連結純損益及び連結利益剰余金等に与える影響がいずれも軽微でありますので、持分法を適用せず原価法で評価しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は、12月31日であり、連結決算日と異なっております。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日との差異が3か月以内であるため、それぞれの決算日に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

・その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。
なお、米国連結子会社は、のれんを除き米国財務会計基準審議会基準書第142号を適用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ハ) 販売促進引当金

製品の販売奨励のため支出する費用に充てるため、連結子会社である宝酒造株式会社で把握した小売店等の仕入数量に過去の実績単価を乗じて算出した額を計上しております。

(ニ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(ロ) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(ハ) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、20年以内の一定の年数により均等償却を行っております。

(7) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

連結の範囲に関する事項

Singapore Takara Pte Ltd. は当連結会計年度末迄に清算が終了したため、連結の範囲から除いております。但し、連結子会社であった期間中は連結の範囲に含めております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	414百万円
土地	250百万円
計	665百万円

上記の資産は、長期借入金(1年内返済分含む)232百万円の担保に供しております。

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 99,236百万円

(3) 保証債務

他の会社等の金融機関からの借入債務に対し保証を行っております。

川内酒造協同組合 (組員6社による連帯保証)	171百万円
株式会社マルオカ	70百万円
計	241百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の総数に関する事項

普通株式 217,699,743株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成21年6月26日開催の第98回定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	1,810百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当金額	8円50銭
・ 基準日	平成21年3月31日
・ 効力発生日	平成21年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成22年6月29日開催予定の第99回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	1,789百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当金額	8円50銭
・ 基準日	平成22年3月31日
・ 効力発生日	平成22年6月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、安全性の高い金融資産に限定して余資を運用することとしており、調達は、主として銀行等金融機関からの借入及び社債（短期社債含む）の発行によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や、貸倒れリスクの軽減を図っております。有価証券は国内譲渡性預金や満期保有目的の債券が主なものでありますが、短期かつ格付の高いものに限定しております。また、投資有価証券は主として株式であり、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

デリバティブ取引は内部の規定に則って行われ、主として外貨建取引の為替変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引を実施しております。またデリバティブ取引は、ヘッジ対象となる資産・負債および取引の有するリスクを軽減する目的でのみ行われ、その契約額等にも制限を設けております。なおデリバティブ取引の相手先は

格付の高い金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であると考えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	31,500	31,500	-
(2) 受取手形及び売掛金	45,718	45,718	-
(3) 有価証券	14,283	14,283	-
(4) 投資有価証券	17,341	17,341	-
(5) 支払手形及び買掛金	(13,972)	(13,972)	-
(6) 短期借入金	(10,140)	(10,142)	(2)
(7) 1年内償還予定の社債	(5,000)	(5,028)	(28)
(8) 未払酒税	(7,939)	(7,939)	-
(9) 未払法人税等	(1,945)	(1,945)	-
(10) 社債	(15,000)	(15,436)	(436)
(11) 長期借入金	(579)	(564)	15
(12) デリバティブ取引 (*2)	30	30	-

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

主に国内譲渡性預金や信託受益権であり、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって

おります。

(4) 投資有価証券

主に株式であり、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(8) 未払酒税、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金

短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間に応じた新規借入を行った場合に適用される、合理的に見積もった利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 1年内償還予定の社債、(10) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間に応じた新規借入を行った場合に適用される、合理的に見積もった利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式及び償還期限の定めがない債券（連結貸借対照表計上額3,731百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	459円92銭
1株当たり当期純利益	22円20銭

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,547	流動負債	20,514
現金及び預金	6,738	短期借入金	4,700
売掛金	98	1年内返済予定の長期借入金	5,000
有価証券	5,000	1年内償還予定の社債	5,000
前払費用	16	未払金	57
繰延税金資産	214	未払消費税等	3
短期貸付金	730	未払費用	132
その他	749	未払法人税等	6
		前受金	24
		預り金	5,553
		賞与引当金	36
固定資産	102,226	固定負債	17,587
有形固定資産	1,571	社債	15,000
建築物	86	長期借入金	100
構築物	19	繰延税金負債	1,732
車両運搬具	5	退職給付引当金	151
工具、器具及び備品	256	長期預り金	366
土地	1,203	その他	237
		負債合計	38,101
		純資産の部	
無形固定資産	22	株主資本	73,816
施設利用権	7	資本金	13,226
その他	14	資本剰余金	3,158
		資本準備金	3,158
投資その他の資産	100,632	利益剰余金	61,920
投資有価証券	16,439	利益準備金	3,305
関係会社株式	83,682	その他利益剰余金	58,614
長期前払費用	7	配当準備金	400
その他	607	固定資産圧縮積立金	41
貸倒引当金	△104	別途積立金	48,230
		繰越利益剰余金	9,943
		自己株式	△4,488
		評価・換算差額等	3,855
		その他有価証券評価差額金	3,855
資産合計	115,773	純資産合計	77,672
		負債純資産合計	115,773

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
営 業 収 入		5,279
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	74	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	970	1,044
営 業 利 益		4,234
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	333	
そ の 他	32	365
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	460	
そ の 他	42	502
経 常 利 益		4,097
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,348	
そ の 他	97	1,446
税 引 前 当 期 純 利 益		2,651
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5	
法 人 税 等 調 整 額	△4	0
当 期 純 利 益		2,650

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本										評価・換算 差額等	純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金		利 益 剰 余 金						自己 株式			株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計					
				配当 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金						
平成21年3月31日 残高	13,226	3,158	3,305	400	41	48,230	9,104	61,080	△3,109	74,355	2,098	76,454	
事業年度中の変 動額													
剰余金の配当							△1,810	△1,810		△1,810		△1,810	
当 期 純 利 益							2,650	2,650		2,650		2,650	
自己株式の取得								-	△1,379	△1,379		△1,379	
自己株式の処分							△0	△0	1	1		1	
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額(純額)											1,756	1,756	
事業年度中の変 動額合計	-	-	-	-	-	-	839	839	△1,378	△538	1,756	1,218	
平成22年3月31日 残高	13,226	3,158	3,305	400	41	48,230	9,943	61,920	△4,488	73,816	3,855	77,672	

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法(定額法) |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 主として定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8～18年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式
によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 829百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 870百万円

長期金銭債権 0百万円

短期金銭債務 5,602百万円

長期金銭債務 328百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 4,931百万円

仕入高 115百万円

営業取引以外の取引による取引高 97百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における

自己株式の種類及び株式数 普通株式 7,227,677株

当事業年度において株主還元を目的として、取締役会決議により2,500千株、
1,366百万円の取得をおこなっております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金等であり、繰延税金資産から控除
した評価性引当額は1,016百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因はそ
の他有価証券評価差額金であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)	科目	期末残高 (注)
子会社	宝酒造株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	商標使用料の 受取	百万円 1,498	売掛金	百万円 98

(注)取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

商標使用料の受取額については、宝酒造株式会社の売上高に1%を乗じて計算しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	369円04銭
1株当たり当期純利益	12円57銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月4日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 一 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中本 眞 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月4日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 一 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中本 眞 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また子会社に赴き業務および財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成22年5月11日

宝ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	釜	田	富	雄	Ⓜ
常勤監査役（社外監査役）	半	田	邦	博	Ⓜ
監査役	友	村	秀	夫	Ⓜ
監査役（社外監査役）	太	田	芳	枝	Ⓜ
監査役（社外監査役）	香	川	孝	三	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけ、業績、財務状況、今後の事業展開などを総合的に勘案して利益還元を実施していくことを基本方針としています。当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、次のとおり1株につき8円50銭といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金8円50銭 総額金1,789,012,561円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成22年6月30日

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 大宮 久、大宮 正、後藤 功、矢野雅晴、松崎修一郎、岡根孝男、中尾大輔、仲尾功一および植田武彦の9氏全員が任期満了となります。

つきましては、取締役10名を選任願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および地位 ●当社における担当 ・重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	大宮 久 (おおみやひさし) 昭和18年6月9日生	昭和43年4月 当社入社 昭和49年5月 当社取締役 昭和57年6月 当社常務取締役 昭和63年6月 当社専務取締役 平成3年6月 当社代表取締役副社長 平成5年6月 当社代表取締役社長 平成14年4月 当社代表取締役社長、 宝酒造株式会社代表取締役社長、 タカラバイオ株式会社取締役会長 現在に至る ・宝酒造株式会社 代表取締役社長 ・タカラバイオ株式会社 取締役会長	278,250株	なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および地位 ●当社における担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
2	大宮 正 (おみやただし) 昭和25年3月18日生	昭和47年4月 株式会社富士銀行入行 平成12年2月 同行国際部参事役 平成12年5月 同行退職 平成12年6月 当社入社 平成13年4月 当社経営企画室長 平成14年4月 当社経営企画統括部長、 宝酒造株式会社常務取締役 平成14年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社常務取締役 平成16年6月 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社常務取締役 平成17年6月 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社専務取締役 平成18年6月 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社代表取締役副社長 現在に至る ・宝酒造株式会社 代表取締役副社長	312,150株	なし
3	後藤 功 (ごとういさお) 昭和16年7月12日生	昭和42年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 平成14年4月 宝酒造株式会社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社代表取締役副社長 平成21年6月 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社代表取締役副社長 現在に至る ・宝酒造株式会社 代表取締役副社長	32,100株	なし
4	矢野 雅晴 (やのまさはる) 昭和23年9月19日生	昭和47年4月 株式会社富士銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほ銀行人事部審議役 平成14年6月 同行退職 平成14年6月 当社常勤監査役 平成15年6月 当社常勤監査役、 宝酒造株式会社監査役 平成16年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社取締役 現在に至る ●経営企画担当、CSR担当 ・宝酒造株式会社 取締役	9,000株	なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および地位 ●当社における担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
5	松崎 修一郎 (まつざきしゅういちろう) 昭和30年9月5日生	昭和55年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社取締役 平成20年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社常務取締役 現在に至る ●経理担当、財務担当、IR担当、IR室長 ・宝酒造株式会社 常務取締役	13,000株	なし
6	岡根 孝男 (おかねたかお) 昭和27年6月27日生	昭和52年4月 当社入社 平成13年4月 当社東京事務所長 平成14年4月 宝酒造株式会社東京事務所長 平成15年4月 同社東京事務所担当常務付 部長 平成15年6月 日本合成アルコール株式会社 常務取締役 平成17年6月 当社総務人事部長、 宝酒造株式会社執行役員 平成19年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社取締役 現在に至る ●総務人事担当、環境広報担当、 業務革新推進担当、総務人事部長 ・宝酒造株式会社 取締役	13,000株	なし
7	中尾 大輔 (なかおだいすけ) 昭和28年10月25日生	昭和51年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成14年4月 宝酒造株式会社常務執行役員 平成16年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成18年6月 同社常務取締役 平成21年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社専務取締役 現在に至る ・宝酒造株式会社 専務取締役	18,000株	なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および地位 ●当社における担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
8	仲尾 功一 (なかおこういち) 昭和37年6月16日生	昭和60年4月 当社入社 平成14年4月 タカラバイオ株式会社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成16年6月 同社専務取締役 平成19年6月 同社代表取締役副社長 平成21年5月 同社代表取締役社長 平成21年6月 当社取締役、 タカラバイオ株式会社代表取締役社長 現在に至る ・タカラバイオ株式会社 代表取締役社長 ・宝生物工程（大連）有限公司 董事長 ・宝日医生物技術（北京）有限公司 董事長 ・Takara Bio USA Holdings Inc. 代表取締役社長 ・Takara Korea Biomedical Inc. 代表理事会長 ・瑞徳農林株式会社 代表取締役社長 ・株式会社さきのこセンター金武 代表取締役社長	5,000株	欄外(注) 1. 参照
9	植田 武彦 (うえたたけひこ) 昭和15年4月3日生	昭和39年4月 第一工業製薬株式会社入社 平成2年6月 同社取締役 平成7年1月 同社常務取締役 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成16年4月 同社取締役相談役 平成16年6月 同社相談役(平成20年6月まで) 平成19年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社取締役 現在に至る ・宝酒造株式会社 取締役	1,000株	なし
10	柿本 敏男 (かきもととしお) 昭和25年8月9日生	昭和48年4月 当社入社 平成13年4月 当社技術・供給企画室長 平成14年4月 宝酒造株式会社 技術・供給本部副本部長、 SCM企画部長、SCM運営部長 平成15年4月 同社執行役員 平成15年6月 同社取締役 平成16年6月 同社常務取締役 現在に至る ・宝酒造株式会社 常務取締役	27,000株	なし

- (注) 1. 当社と仲尾功一氏が代表取締役をつとめるタカラバイオ株式会社との間には、当社保有商標を同社に使用許諾している旨の取引があります。
2. 植田武彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、その幅広い見識ならびにこれまでの経営者としての豊富な経験および当社の社外取締役としての経験が、当社の経営体制の一層の充実と有用であると判断し、社外取締役候補者となりました。

3. 植田武彦氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
4. 植田武彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
5. 当社は、植田武彦氏との間で会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案において同氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。

第3号議案 買収防衛策の継続にあたり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合の対抗措置の決定を当社取締役会に委任する件

当社は、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社および当社グループの企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランの有効期間は、本総会終結の時までとなっておりますので、当社は、平成22年5月11日開催の取締役会において、一部変更を加えた上で本プランを継続することを決議し、同日公表いたしました。本プランの一部変更および継続は、本総会において本議案が承認されることを条件として、その効力が発生するものとなっておりますので、株主の皆様にお諮り申し上げる次第であります。なお、主な変更点は、以下のとおりです。

【主な変更点】

- ・「証券取引法」から「金融商品取引法」への改称等に伴う用語等の変更
- ・株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行（株券の電子化）に伴う用語等の変更
- ・当社取締役会による買付提案に関する検討期間の始期を、買付提案に関して当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成をするために十分な必要情報の提供が行われた日（ただし、最初の情報提供があった日から最大30営業日以内）に変更（詳細は下記の本プランをご参照願います。）
- ・その他字句および表現の修正等の所要の変更

本プランでは、対抗措置の発動の判断は、原則として株主総会の決議により行われますが、大規模買付者が本プランに定める大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとしております。

つきましては、かかる場合における対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を、当社取締役会に委任することをお願いするものであります。

なお、一部変更後の本プランの具体的な内容につきましては、下記のとおりであります。

記

当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）

1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求することで、当社グループの企業価値の向上に努めております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイヤー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしない）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合

もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

(2) 基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる株主共同の利益の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業（特に遺伝子医療分野）で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。

なお、各事業の主な戦略は以下のとおりです。

●酒類・調味料事業（宝酒造グループ）：

持続的に安定した利益を創出し、当社グループの確固たるキャッシュフローを下支えする事業として、国内酒類事業の収益力の維持・向上に努める。同時に、加工業務用調味料事業及び海外事業において、事業基盤を構築しながら中長期的な飛躍を目指し、将来の成長事業へと育成する。

●バイオ事業（タカラバイオグループ）：

収益基盤のさらなる強化を図るため、遺伝子工学研究分野の事業の拡大・安定化を進め、医薬品バイオ分野を第2の収益事業へと育成する。同時に、遺伝子医療分野における研究開発をさらに積極的に推進し、遺伝子医療の商業化を加速させることで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

●健康食品事業（宝ヘルスケア株式会社）：

タカラバイオの技術を活かした商品における通信販売顧客の獲得を最優先の戦略として活動し、将来、当社グループの収益の柱となるような成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制を敷いております。

具体的には、平成22年5月11日現在、当社は、9名の取締役（うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役）で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、平成22年5月11日現在、社外取締役1名及び社外監査役2名の計3名を独立役員として指定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

2. 本プラン導入・継続の目的

当社は、前記1. (1) のとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を策定することが望ましいと考えております（本プランの概要図は、別紙1をご参照願います。）。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否か

の判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記3.（4）をご参照願います。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記3.（1）において定義します。）が大規模買付ルール（後記3.（1）において定義します。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様のご意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

本プランの導入以降、平成22年5月11日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続します。

3. 本プランの内容

(1) 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた以下の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

（注1）「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じとします。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。））、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

（注2）「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記（注1）の①に記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、）をいい、②特定株主グループが、前記（注1）の②に記載に該当する

場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

（注3）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

（2）大規模買付ルールの内容

ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日（後記イにおいて定義します。以下、同じとします。）から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案（後記イにおいて定義します。以下、同じとします。）の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと
- (b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合（以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。）、「当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。）が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

イ 大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から5営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグループ並びに買付提案等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）を、以下の(a)乃至(j)に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。

なお、必要情報リストに基づいて、当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求める情報は、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとします。

大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて（外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。）、当社取締役会に提出しなければならないものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、後記(3)ア(i)のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字とします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- (b) 買付提案の目的
- (c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況
- (d) 買付提案の買付条件（買付期間、買付価格及び買付予定数等）及び買付方法
- (e) 当社株券等の取得に関する許可等（ある場合のみ）
- (f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
- (g) 買付資金の調達方法
- (h) 当社株券等を買付けた後の当社グループの経営方針及び事業計画等
- (i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係
- (j) コーポレート・ガバナンスへの取り組み及び考え方

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間（後記ウにおいて定義します。以下、同じとします。）の開始日（以下「検討期間開始日」といいます。）として、買付提案についての検討を開始します。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日（以下、「初回情報提供日」といいます。）から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとします。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとします。

当社取締役会は、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様への旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様への意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記(3)イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

ウ 大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大30営業日以内の間（後記エに従って延長される場合を除き、延長はしないものとします。以下「検討期間」といいます。）は大規模買付行為を開始してはならないこととします（大規模買付ルール②(a)）。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします（後記エに従って延長される場合を除き、検討期間開始日から最大30営業日以内に公表します。）。大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がなく、対抗措置の発動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていたために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権を行使することができる株主の皆様を確定することとします。なお、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後60営業日以内に開催されるものとしますが、事務手続上の理由から60営業日以内に開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします（大規模買付ルール②(b)）。

エ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、買付提案の変更を行う場合（以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。）、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、外部専門家の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る情報が必要情報として十分であるか否かを検討し、変更買付提案に係る情報が、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて変更買付提案に係る必要な情報の提出を求めるものとします。

この場合、変更前の買付提案に係る検討期間が開始されているか否かにかかわらず、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とします。

当社取締役会は、変更買付提案に係る検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様への旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

もつとも、検討期間開始日以降に買付提案が変更された場合であって、当社取締役会が、外部専門家の意見、助言等も参考にして、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る必要情報のうち、株主の皆様への意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

(3) 大規模買付者への対応

ア 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、買付提案（以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとします。）の内容等について評価検討を行うこととします。

(ア) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(2)ウのとおり、決議の結果を公表するとともに、当社取締役会としては、特段の措置はとりません。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果及び必要情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくこととなります。

(イ) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

当社取締役会は、前記1. (1) 記載の基本方針に照らして、大規模買付者による買付提案の内容が株主共同の利益を害するおそれがあり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくないことが明白である場合には、大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断し、その旨の決議を行います。この場合には、前記 (2) ウのとおり、当社は、検討期間終了後原則として60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催するものとし、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することがあります。

株主意思確認株主総会においては、定款第12条に基づいて、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うこととめます。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することとしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する大規模買付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の8週間前までに当社に到達した情報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報については、随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主総会の開催日の3営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。

イ 大規模買付者がルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合又は大規模買付者が検討期間経過後、若しくは、株主意思確認株主総会が開催されることとなった場合に、当該株主意思確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

(4) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとします。なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様には割り当てられる新株予約権の概要は、後記 (5) 「新株予約権の概要」のとおりとします。

(5) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様には割り当てられる新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) の概要は、別紙2に規定するとおりです。なお、別紙2に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

(2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様に与える影響

前記3. (3)ア(イ)のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある点にご留意下さい。

(3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられることとなります。割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することとなります（ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないこととなります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、新株予約権無償割当てに関する決議がなされた場合及び新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、当社株式の価格が少なからず変動することもありますので、株主の皆様におかれましては十分ご注意ください。

(4) 対抗措置の発動時において株主の皆様が必要となる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の皆様による申込みの手続は不要です。当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様にご自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致しております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組みとなっています。

- (3) 株主の皆様のご意思を反映するものであること

本プランは、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の皆様のご意思が反映されています。また、平成22年6月29日開催予定の当社第99回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されることを条件として継続することとされており、その継続にも株主の皆様のご意思が反映される仕組みとなっております。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様のご意思が十分に反映できる内容となっています。

- (4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記6.(2)のとおり、本プランは、取締役会の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

6. その他

- (1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成25年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。その後も本プランを継続する場合には、平成25年に開催される当社定時株主総会において、改めて、株主の皆様にご判断の可否について判断していただくこととします。

- (2) 本プランの改廃

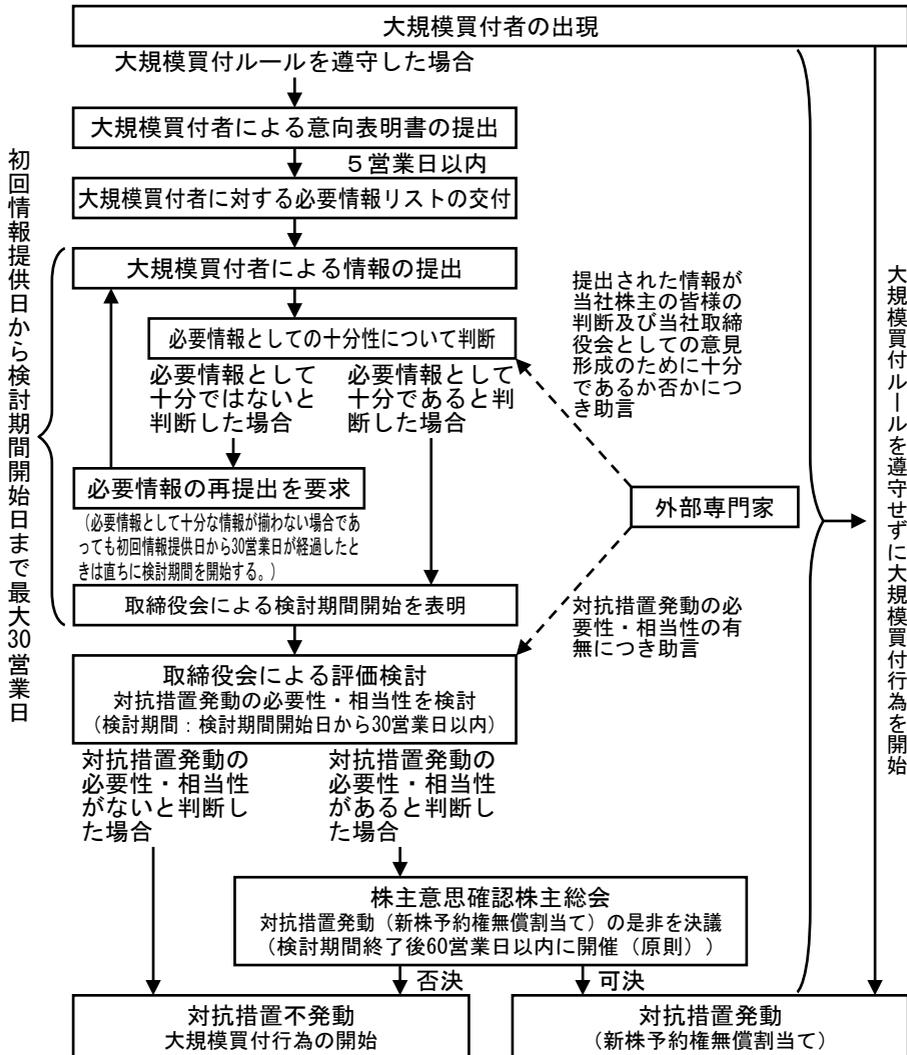
本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

また、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以上

＜大規模買付ルール＞

- ① 当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報の提出
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならない
- (b) 株意思確認株主総会が開催される場合には、株意思確認株主総会が終了するまで、大規模買付行為に着手してはならない



別紙2 新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等
当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。
2. 本新株予約権の総数
割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。
3. 本新株予約権の割当てが効力を生じる日
本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。
6. 本新株予約権の行使条件
大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者（以下「大規模買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。
7. 本新株予約権の譲渡による取得
本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。
8. 本新株予約権の行使期間
当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。
9. 本新株予約権の取得の条件
当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。
また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合があるものとします。
10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、発行しないものとします。
11. その他
その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

以 上

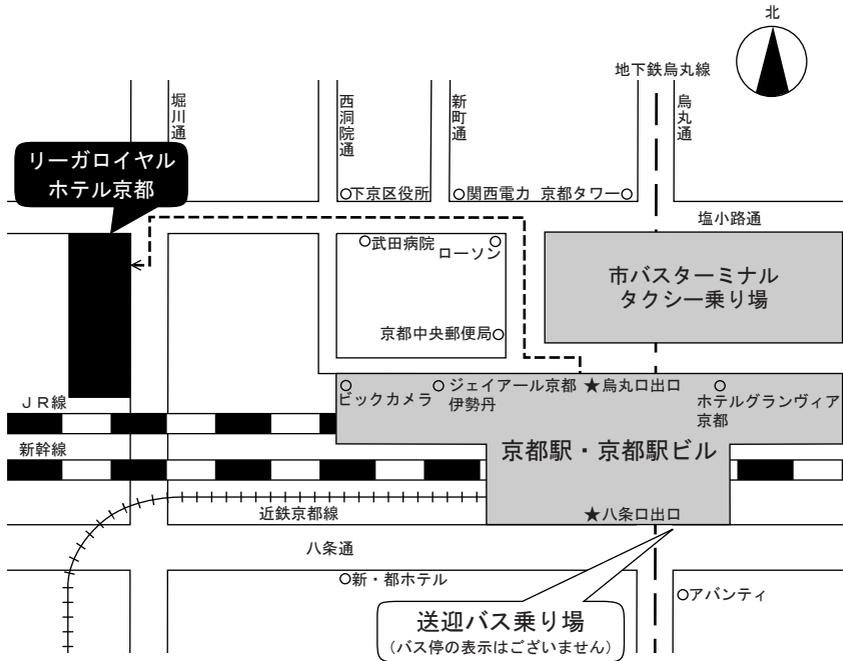
(ご参考) 平成22年3月31日現在の大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,407,000	4.78
株式会社みずほコーポレート銀行	9,738,000	4.47
農林中央金庫	9,500,000	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,999,000	4.13
明治安田生命保険相互会社	5,370,000	2.47
株式会社京都銀行	5,000,000	2.30
国分株式会社	3,489,500	1.60
J P モルガン証券株式会社	3,275,000	1.50
住友信託銀行株式会社	2,753,000	1.26
宝グループ社員持株会	2,519,666	1.16
計	61,051,166	28.04

(注1) 上記の他、当社は自己株式7,227,677株（発行済株式総数に対する割合3.32%）を保有しております。

(注2) 「住友信託銀行株式会社」の所有株式数には、信託業務に係る株式数は含んでおりません。

株主総会会場ご案内図



- ◎京都駅烏丸口出口（市バスターミナル側）より塩小路通を西に歩いて約10分です。
- ◎なお、京都駅八条口出口（新幹線口）付近からリーガロイヤルホテルまでの無料送迎バスサービスはございますが、輸送人員に限りがありますので、できる限り徒歩でお越しくださいますようお願い申し上げます。